

徳島県国土強靱化地域計画（骨子案）について

1 計画策定の趣旨

国土強靱化法第13条に基づき、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な県土」をつくり、県民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、地域計画を策定する

2 計画の基本目標

- ①人命の保護 ②重要な機能の維持 ③被害の最小化 ④迅速な復旧・復興

3 県土強靱化を推進するための主な基本方針

- ①適切な施策の組み合わせによる県の総力を結集
ハードとソフト、自助と共助と公助、官と民
- ②効率的な施策の推進
既存の社会資本の有効活用、施設等の効率的・効果的な維持管理
- ③地域の特性に応じた施策の推進
本県独自の先進的な取組の反映、人の繋がりや地域コミュニティ機能の強化
関西広域連合やカウンターパートである鳥取県等との広域連携の推進

4 対象とする自然災害

- ①南海トラフ地震・津波 ②大規模水害・土砂災害・豪雪災害 ③複合災害

5 主な推進方針の内容

- ①全ての人命は守る
- ・住宅・建築物の耐震化
 - ・津波避難意識の向上
 - ・海岸・河川堤防等の整備推進
 - ・情報伝達体制の強化
- ②救助・救急、医療活動を迅速に実施する
- ・シームレスな災害医療体制の構築
 - ・大雪等による倒木の事前防止対策の推進
- ③行政機能を確保する
- ・市町村BCPの策定促進
 - ・関西広域連合等との広域連携
- ④情報通信機能を確保する
- ・総合情報通信ネットワークの再整備
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ・企業BCPの策定促進
 - ・ライフライン事業者等との連携強化
- ⑥ライフラインや交通ネットワーク等の早期復旧を図る
- ・阿南安芸自動車道等のミッシングリンクの早期解消
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ・森林の適正管理と保全の推進
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ・四国新幹線実現に向けた取組推進
 - ・公共土木施設等の老朽化対策の推進

6 重要業績指標

地域計画における施策の達成度や進捗を把握するための指標を設定

7 今後の予定

- | | |
|--------|---|
| 12月～1月 | パブリックコメント（30日間） |
| 2月 | 第3回国土強靱化地域計画検討委員会
県議会2月定例会県土整備委員会へ報告 |
| 3月 | 計画決定、公表 |